# 第8章 環境影響に係る総合的な評価

本事業の実施に伴う環境影響の評価は、「事業による環境影響が、事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されていること」及び「国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定した環境影響評価項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と予測結果との間に整合が図られていること」の観点から実施した。

本事業における事業計画地は、宇治市宇治折居に位置する当組合敷地内で、現在、芝生広場として利用されている現有施設に隣接した場所であり、新たな土地の購入による新たな自然環境の直接的な改変を伴わないように計画している。また、事業計画地の周辺は、西側に山城総合運動公園、東側に山林が隣接しており、最寄りの住宅は敷地境界の東約0.3 kmと離れ、事業計画地に近接した場所にはない。

本事業は、現有施設の更新事業として新規施設を建設するものであり、事業計画の策定にあたっては、現有施設と同様に環境への影響に配慮して「環境に配慮した安心・安全な施設を建設する」ことを基本方針として掲げ、環境への負荷をより一層低減することを念頭に置いて取り組んでいく考えである。そのため、最新の環境保全設備の採用、より厳しい設計保証値の設定とともに、環境に配慮した施設配置計画及び造成計画を策定し、並びに周辺環境との調和に配慮した工作物の意匠・色彩の検討等について、事業計画の具体化とともに関係機関との協議や請負業者への指導等を行う計画である。

上記に加えて事業計画地及び周辺の自然的状況、社会的状況を資料調査、現地調査によって把握し、当該地域の地域特性を踏まえて、環境影響を可能な限り低減するため、工事の実施や土地又は工作物の存在及び供用による環境影響要因に応じて適切な環境影響評価項目の選定を行い、項目ごとに予測、評価及び環境の保全及び創造のための措置を検討した。

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌 汚染、日照阻害、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の10項目であり、これらの内容について は、「第5章 調査の結果並びに予測及び評価の結果」及び「第6章 環境の保全及び創造 のための措置」に記載したとおりである。 なお、これらの内容の概要をまとめたものを表 8.1~表 8.28 に示す。

これらの環境影響評価の結果を踏まえ、本事業における工事の実施や土地又は工作物の存在及び供用において、環境影響が回避・低減されていることを検証するとともに、環境影響を及ぼす新たな事実が判明した場合に適切な措置を講じるため、予測の不確実性等を勘案して事後調査を計画した。事後調査の対象として選定した環境要素は、大気質、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の4項目であり、これらの内容については、「第7章 事後調査の内容」に記載したとおりである。

本事業の実施にあっては、「環境に配慮した安心・安全な施設を建設する」ことを基本方針とした施設の整備を行うため、周辺地域の環境への負荷の一層の低減に向けて最新の環境保全設備や積極的な環境配慮に努めるとともに、工事の実施にあたっても、大気質、騒音、振動、水質、廃棄物等による環境影響を極力低減する計画である。今後、各種手続きを経た後に行われる発注段階では、環境の保全に係る諸事項に関して請負業者が遵守すべき個別方針や設計保証値等を明確化していくとともに、事業全体として適切な環境の保全及び創造のための措置を講じた施設整備を実施していく考えである。なお、事業計画の熟度に対応した各措置の内容は、必要に応じて再検討し、関係機関との連携を取りながら、適切な実施に努めることとする。

以上を総合的に評価すると、本事業の実施に伴う環境影響は、実行可能な範囲で可能な限り回避・低減が図られ、また、環境影響をより一層低減するための配慮がなされているとともに、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策との整合性も図られているものと考える。

### 環境要素

調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要

二酸化硫 黄、浮遊粒 子状物質、

窒素酸化 物、ダイオ キシン類、 有害物質 (塩化水 素、水銀、 浮遊粉じん

(1)調査の結果

# ①一般環境大気質

事業計画地の周辺において、平成25年6月から平成26年5月にかけて一般環境大気質を対 象にして現地調査(4季・2週間/季)を実施した。その調査の結果(概要)は次表のとおりで ある。いずれの物質も環境基準値を下回る濃度であった

める。いりれの物質も環境医学値を下回る張及であった。						
		測定結果(	年平均値)			
垣口(用件)	A1	A2	A3	A4	環境基準値	
項目(単位)	宇治市白川	宇治市白川	城陽市寺田	宇治市広野	等	
	中ノ薗	鍋倉山	奥山	町尖山		
二酸化硫黄(ppm)	0.004	0.004	0.004	0.004	0.04	
窒素酸化物(ppm)	0.014	0.013	0.016	0.014	ı	
二酸化窒素(ppm)	0.010	0.010	0.011	0.010	0.04~0.06	
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	0.021	0.027	0.021	0.026	0. 10	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	0.011	0.011	0.014	0.012	0.6	
塩化水素(ppm)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0. 02 <sup>**</sup> 1	
水銀(μg/m³)	0.0018	0.0015	0.0017	0.0016	0.04**2	
浮 遊 粉 じ ん (mg/m³)	0.022	0.019	0.036	0.025	-	
降下ばいじん (t/km²/月)	1. 68	1. 56	2. 14	1. 58	-	

注. ※1は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」、※2は「今後の有害大気 汚染物質対策のあり方について(第7次答申)」に示された指針値。

### ②沿道大気質

事業計画地の周辺道路において、平成25年6月から平成26年5月にかけて沿道大気質を対 象にして現地調査(4季・1週間/季)を実施した。その調査の結果(概要)は次表のとおりで ある。いずれの物質も環境基準値を下回る濃度であった

める。いりれの物質も環境基準値を下凹る低度であった。						
		測定結果(年平均值)				
項目(単位)	A5 宇治市白川鍋倉山 (市道宇治白川線)	A6 宇治市広野町 八軒屋谷 (市道下居大久保線)	A7 宇治市宇治折居 (市道宇治白川線)	環境基準値		
窒素酸化物(ppm)	0.024	0.022	0.016	-		
二酸化窒素(ppm)	0.015	0.015	0.012	0.04~0.06		
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	0.017	0. 019	0.027	0. 10		
ベンゼン(mg/m³)	1.2	1. 1	1.0	3		

## ③気象

事業計画地において、平成25年6月から平成26年5月にかけて地上気象の現地調査(1年 間)を実施した。その調査の結果(概要)は次表のとおりである。また、高層気象の現地調査 (4季・5日間/季)を実施した結果、逆転層出現状況は、地上付近で夜間の放射冷却に伴う接 地逆転層がみられており、上層では秋季を中心に上層逆転がみられた。

地点 (M1) 平均気温(℃		平均湿度(%)	最多風向(16 方位)	平均風速(m/s)
芝生広場	15. 3	72	西西	1. 3
工場棟屋上	_	-	南西	2.4

注. 風向風速の測定高さは、芝生広場は地上 10m、工場棟屋上は地上 34m。

			表	8.2	調査等の	)結果	4				
璟	環境要素		調査の結果、予測	及び評	価の結果、	環境	の保全及び紅	創造の	ための措置	の概要	H.
(続き)大気質	続きの一番のでは、一番の	【工事( ①造成 気象 影響を 力階級 り、日 ②建設 気象	Jの結果 の実施】 工事による一時的な 条件や事業計画に基 検討した。その結果 4以上(風速 5.5m/ 数は年間 15 日(出現 機械の稼働に伴う排 条件や事業計画に基	l く ま い 事 ま り 度 4 は 、 以 度 4 は 、 く え え え え え え え え え え え え え え え え え え	計画地(表)の風が吹 1.1%)であ の影響 音条件を設定	芝生広 いた即 っった。 ごして	場)におい 寺間数は年間 季節的には 、建設機械	て、粉 引 27 時 は春季と	じんの飛散 間(出現頻 : 冬季にの <sup>2</sup>	が考 <i>?</i> i度 0. y出現	えられる風 3%) であ している。
		<ul><li>長期</li></ul>	平均濃度(年平均値	[)			予測地点	: 最大	着地濃度地.	点(敷	) (地境界)
			項目(単位)	建設	機械寄与 :度(A)	_	,クグラウ ド濃度(B)	環	境濃度 =(A)+(B)	寄与	率(%) )/(C)
		二酸化	乙窒素(ppm)	0.0	019443		0.011	0.	030443	6	3. 9
		浮遊粒	立子状物質(mg/m³)	0.0	004147		0.024	0.	028147	1	4. 7
		• 短期	平均濃度(日平均値	·)			予測地点	: 最大	着地濃度地.	点(敷	か地境界)
			項目(単位)		機械寄与	バッ	クグラウ		境濃度		率(%)
					度(A)		ド濃度(B)		=(A)+(B)		)/(C)
			Z室素(ppm) Z子状物質(mg/m³)	0. 029477 0. 007089			0. 027	0. 056477 0. 067089			0.6
		気象	用車両の運行に伴う 条件や事業計画に基 た。その結果(概要 均値)	づく諸	条件を設定 表のとおり	であ					
		予測地点	項目(単位)		工事用車 寄与濃		バックグラ ンド濃度	-	環境濃度		寄与率 (%)
			一颗似空事()		(A)	-0	(B)		(C) = (A) + C		(A) / (C)
		A5	二酸化窒素(ppm) 浮遊粒子状物質(m	$g/m^3$	0.0005		0. 015 0. 017		0. 01555 0. 01709		3. 5 0. 6
		16	二酸化窒素(ppm)	-0, ,	0.0002		0.015		0.01525		1. 7
		A6	浮遊粒子状物質(m	$g/m^3$	0.0000		0.019		0.01904		0.2
		A7	二酸化窒素(ppm) 浮遊粒子状物質(m	(r /m <sup>3</sup> )	0.0004		0. 012		0. 01241 0. 02705		3. 4 0. 2
			仔ट世   人物員	ig/III /	0.0000	09	0.021		0.02703	9	0. 2

表83 調査等の結果

		表	8.3 調査等の	り結果					
野	環境要素	調査の結果、予測	及び評価の結果、	環境の保全及び	創造のための措置	量の概要			
	(続き)	【土地又は工作物の存在及	び供用】						
(続き)	二酸化硫	①施設の稼働に伴う煙突排	ガスの影響						
	黄、浮遊粒	気象条件や事業計画に基	気象条件や事業計画に基づく諸条件を設定して、施設の稼働に伴う煙突排出ガスの影響を予						
大	子状物質、	測した。その結果(概要)	は次表のとおりて	である。					
大気質	窒素酸化	<ul><li>長期平均濃度(年平均値</li></ul>	)		予測地点:最大	大着地濃度地点			
	物、ダイオ	項目(単位)	寄与濃度	バックグラウ	環境濃度	寄与率(%)			
	キシン類、		(A)	ンド濃度(B)	(C) = (A) + (B)	(A) / (C)			
	有害物質	二酸化硫黄(ppm)	0. 000054	0.004	0. 004054	1. 3			
	(塩化水	二酸化窒素(ppm)	0. 000036	0.011	0. 011036	0.3			
	素、水銀、	浮遊粒子状物質(mg/m³)	0. 000027	0.027	0. 027027	0. 1			
	浮遊粉じん	ダイオキシン類	0.000271	0.014	0.014271	1. 9			
		(pg-TEQ/m³)	0.000540	0.0018	0.002342	00.1			
		水銀(μg/m³)	0. 000542	0.0018	0.002342	23. 1			
		・短期平均濃度(1時間値	) 一般的な気質	象条件時	予測地点:最大	:着地濃度地点			
		-E P () ( H.)	寄与濃度	バックグラウ	環境濃度	出現距離			
		項目(単位)	(A)	ンド濃度(B)	(A) + (B)	(m)			
		二酸化硫黄(ppm)	0.000826	0.018	0. 018826	80			
		二酸化窒素(ppm)	0. 000548	0.045	0. 045548	690			
		浮遊粒子状物質(mg/m³)	0. 000413	0. 106	0. 106413	80			
		塩化水素(ppm)	0. 000826	0.002	0.002826	80			
		• 短期平均濃度(1 時間値		1	予測地点:最大				
		項目(単位)	寄与濃度	バックグラウ	環境濃度	出現距離			
			(A)	ンド濃度(B)	(A) + (B)	(m)			
		二酸化硫黄(ppm)	0. 002200	0.018	0. 020200	530			
		二酸化窒素(ppm)	0. 001429	0.045	0. 046429	560			
		浮遊粒子状物質(mg/m³)	0. 001100	0. 106	0. 107100	530			
		塩化水素(ppm)	0. 002200	0.002	0.004200	530			
		・短期平均濃度(1時間値	) ダウンウォ:	ッシュ時	予測地点:最大	:着地濃度地点			
				バックグラウ		出現距離			
		項目(単位)	(A)	ンド濃度(B)	(A) + (B)	(m)			
		二酸化硫黄(ppm)	0.000260	0.018	0. 018260	660			
		二酸化窒素(ppm)	0. 000201	0.045	0.045201	1,930			
		浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.000130	0. 106	0. 106130	660			
		塩化水素(ppm)	0.000260	0.002	0.002260	660			
			\	)	7 Mulio F 19 1	* 111. V# + 111.   -			
		<ul><li>・短期平均濃度(1時間値</li></ul>			予測地点:最大				
		項目(単位)	寄与濃度 (A)	バックグラウ ンド濃度(B)	環境濃度 (A)+(B)	出現距離 (m)			
		二酸化硫黄(ppm)	0. 000581	0. 018	0. 018581	840			
		二酸化窒素(ppm)	0. 000450	0. 045	0. 045450	840			
		浮遊粒子状物質(mg/m³)	0. 000291	0. 106	0. 106291	840			
		塩化水素(ppm)	0. 000231	0. 002	0. 002581	840			
		mr 1 m 1 m 1 m / (b b m)			0.002001	V 10			

### 環境要素

調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要

続き)大気に

(続き) 二酸化硫黄、 浮旋粒子状物 質、窒素酸化 物、ダイオキ シン類、塩化水 物質(塩化水

素、水銀)、浮遊粉じん

②施設利用車両の運行に伴う排出ガスの影響

本事業の実施により、ごみ搬入車両を含む施設利用車両の台数は変化しない計画である。このため、予測地点で実施した沿道大気質の現地調査結果を基に予測すると、二酸化窒素濃度(日平均値の年間 98%値) は  $0.021\sim0.024$ ppm、浮遊粒子状物質濃度(日平均値の 2 %除外値) は  $0.044\sim0.056$  mg/m³であった。また、交通量の現地調査結果におけるパッカー車(本事業以外の車両も含む)を全て現有施設の施設利用車両と仮定した場合、全車両に占める施設利用車両の割合は、A5 (N2)地点で 2.6%、A6 (N3)地点で 1.2%、A7 (N4)地点で 3.9%と小さかった。

### (3)評価の結果

## 【工事の実施】

①造成工事による一時的な影響

本事業では、事業計画地内の土地改変面積の規模が小さいこと、また、更新施設の建設予定地の東側には法面や山林、西側に隣接する公園との敷地境界には既存の植栽、南側には現有施設があることから、粉じんが周囲に影響しにくい立地であることを勘案すると、事業計画地から粉じんの飛散によって将来の大気質の状況に著しい変化はないものと考える。

なお、造成等の工事による粉じん対策として、実施計画段階における環境保全措置((4)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、造成等の工事に伴う粉じんの環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。

### ②建設機械の稼働による影響

予測結果によれば、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の寄与の程度は、年平均値については、最大で、二酸化窒素濃度が 0.019ppm、浮遊粒子状物質濃度が 0.004mg/m³であり、また、日平均値については、最大で、二酸化窒素濃度が 0.029ppm、浮遊粒子状物質が 0.007mg/m³であり、環境影響の程度は小さいものと考える。

なお、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質対策として、実施計画段階における環境保全措置((4)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。

建設機械の稼働に伴う排出ガスによる二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の評価結果は、次表のとおりである。大気質の環境保全に関する基準(環境基準)との整合性が図られていることから、環境影響の程度は小さいと考える。よって、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による環境への負荷の低減に向けて、環境の保全及び創造に関する施策との整合性は図られているものと評価する。

### •長期的評価(年平均値)

予測地点:最大着地濃度地点(敷地境界)

項目(単位)	年平均値	日平均値の年 間 98%値等	環境基準	環境基準 適合状況
二酸化窒素(ppm)	0.030	0. 049**1	0.04~0.06 のゾーン 内又はそれ以下 <sup>※1</sup>	0
浮遊粒子状物質(mg/m³)	0.028	0. 064 <sup>*</sup> 2	0.10以下**2	0

- 注 1. ※1 は日平均値の年間 98%値、※2 は日平均値の 2 %除外値
  - 2. 環境基準適合状況は「○:環境基準に適合する、×:環境基準に適合しない」を示す。

### · 短期的評価(日平均值)

予測地点:最大着地濃度地点(敷地境界)

項目(単位)	日平均値	環境基準	環境基準 適合状況
二酸化窒素(ppm)	0. 056	0.04~0.06 のゾー ン内又はそれ以下	0
浮游粒子状物質(mg/m³)	0.067	0.10以下	0

注. 環境基準適合状況は「○:環境基準に適合する、×:環境基準に適合しない」を示す。

# 環境 (続き) 大気質 (続き) 大気質 (続き) 大気質 (続き) 大気質 (続き) 大気質 (続き) 化遊質 酸 イ類 物 化銀 かっち 事塩 水粉 かっち 事塩 水粉 いん

### 調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要

### ③工事用車両の運行に伴う影響

キシン類、 なお、工事用車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質対策として、実施計画段階に有害物質 おける環境保全措置((4)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、工事用 車両の運行に伴う排出ガスによる大気質の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限素 水銀 、 り回避・低減が図られていると評価する。

工事用車両の運行に伴う排出ガスによる二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の評価結果 は、次表のとおりである。大気質の環境保全に関する基準(環境基準)との整合性が図られて いる。

# •二酸化窒素(年平均值)

	環境濃	度 (ppm)		四点甘淮
予測地点	左亚柏店	日平均値の	環境基準	環境基準
	年平均値	年間 98%値		適合状況
A5	0.016	0.031	日平均値の年間 98%値	0
A6	0.015	0.030	が 0.04~0.06ppm のゾ	0
A7	0.012	0.026	ーン内又はそれ以下	0

注. 環境基準適合状況は「○:環境基準に適合する、×:環境基準に適合しない」を示す。

### ・浮游粒子状物質(年平均値)

マ.畑山屋 上	環境濃度	E (mg/m³)	r四 1	環境基準
予測地点 	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準	適合状況
A5	0.017	0.043	口亚特德尔 0 0/ 10 14 15	0
A6	0.019	0.047	日平均値の2%除外値 が0.10mg/m³以下	0
A7	0.027	0.064	//- U. IUIIIg/ III - 以 「	0

注. 環境基準適合状況は「〇:環境基準に適合する、×:環境基準に適合しない」を示す。

### 【土地又は工作物の存在及び供用】

### ①施設の稼働に伴う影響

予測結果によれば、施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀及び塩化水素の寄与の程度は、年平均値については、最大で、二酸化硫黄で 0.000054ppm、二酸化窒素で、0.000036ppm、浮遊粒子状物質で 0.000027mg/m³、ダイオキシン類で 0.000271pg-TEQ/m³、水銀で 0.000542  $\mu$  g/m³ であり、1 時間値については、最大で、二酸化硫黄で 0.002200ppm、二酸化窒素で 0.001429ppm、浮遊粒子状物質で 0.001100mg/m³、塩化水素で 0.002200ppm であり、環境影響の程度が小さいものと考える。

また、施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀及び塩化水素対策として、実施計画段階における環境保全措置((4)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる大気質の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。

施設の稼働に伴う煙突排出ガスによる二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度、ダイオキシン類濃度及び水銀濃度の評価結果は、次表のとおりである。大気質の環境保全に関する基準(環境基準)との整合性が図られている。

表 8.6 調査等の結果

									_
Ę	環境要素	·		及び評価の結	果、	環境の保全及	び創造のための		
	(続き)	・長期的評価	(年平均値)		-	<b>素佐生。足</b>	予測地点	: 最大着	地濃度地点
(続き)	二酸化硫黄、浮遊粒	項目(単	位)	年平均値		平均値の年 引 98%値等	環境基準	等	環境基準 適合状況
	子状物質、	二酸化硫黄(p	pm)	0.004		0. 007*1	0.004 以7		0
大気質	窒素酸化 物、ダイオ	二酸化窒素(p	pm)	0. 011		0. 024 <sup>**2</sup>	0.04~0.06の 内又はそれり		0
	や、タイスキシン類、	浮遊粒子状物		0. 027		0. 058**1	0.10以下	<b>*</b> 1	0
	有害物質	ダイオキシン (pg-TEQ/m³)	類	0.014		-	0.6以7	F	0
	(塩化水	水銀(μg/m³)		0.002		-	0.04 以下	<b>*</b> 3	0
	素、水銀、、浮遊粉じん	いて」にま	クリロニトリ 3ける指針値。 i合状況は「C	ル、塩化ビニル	モノ	マー、水銀、ニ	ッケル化合物に 基準に適合しない	'」を示す	。 地濃度地点_
			予測項目			環境濃度	環境基	準等	環境基準 適合状況
		二酸化硫黄	一般的な気	(象条件時		0.019			0
		(ppm)	上層逆転層			0.020	0.1ppm	以下	0
				- ッシュ発生時 	È	0.018			0
		→ <b>#</b> 5 // , <del>rb</del> →	ダウンドラ			0.019			0
		二酸化窒素		(象条件時 <u></u>		0.046	0.1.0	0	0
		(ppm)	上層逆転層		<u>.</u>	0. 046	0.1~0		0
			ダウンドラ	- ッシュ発生時 - フト時		0.045			0
				一般的な気象条件時		0. 106			0
		物質(mg/m³)	上層逆転層			0. 100			0
		1/2 M (m8/ m /		<u>- ッシュ発生時</u>			0.20mg/	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	0
			ダウンドラ			0. 106			0
		塩化水素	一般的な気			0.003			0
		(ppm)	上層逆転層			0.004		D1 == %2	0
			ダウンウォ	-ッシュ時		0.002	0.02ppm	以下^*	0
			ダウンドラ			0.003			0
		<ol> <li>※2「大気</li> <li>環境基準</li> <li>接地逆転層</li> </ol>	汚染防止法に i合状況は「C	基づく窒素酸化 ): 環境基準に通 いては、予測気質	物の	排出基準の改定 「る、×:環境」	・て」における短 等について」に 基準に適合しない 変排出ガスは全	おける目れ '」を示す	票環境濃度。 ·。

			表 8.7 調	査等の結果					
j	環境要素	調査の結	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要						
(続き)大気質	(続き) 二酸 子 質 大 大 変 物 き 子 ち 生 有 ( 素、 済 が か と ま 本 所 の ま の の ま の で ま の で ま の で ま か か と か ま か と か ま か ま か か と か ま か か と か ま か か と か ま か か と か ま か か と か ま か か と か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か か ま か ま か か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま か ま ま ま ま ま か ま	予測結果によれは、施設利用車両の割合もなお、供用時に物質対策として、を計画しているこ環境影響は、事業また、施設利用車	②施設利用車両の運行に伴う影響 予測結果によれば、施設利用車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の寄与の程度 は、施設利用車両の台数が現況(現有施設供用時)から変化せず、また、全車両に占める施設 利用車両の割合も小さいため、環境影響の程度が小さいものと考える。 なお、供用時における施設利用車両の運行に伴う排出ガスによる二酸化窒素及び浮遊粒子状 物質対策として、実施計画段階における環境保全措置((4)環境の保全及び創造のための措置) を計画していることから、供用時における施設利用車両の運行に伴う排出ガスによる大気質の 環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。 また、施設利用車両の運行に伴う排出ガスによる二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度は、 は、次表のとおりである。大気質の環境保全に関する基準(環境基準)との整合性が図られていると評価する。						
		一段旧里尔(十	環境濃	度 (ppm)					
		予測地点	年平均値	日平均値の	環境基準	環境基準 適合状況			
		A5	0.015	年間 98%値 0.023	→ 日平均値の年間 98%値	0			
		A6	0.015	0. 023	が 0.04~0.06ppm のゾ	0			
		A7	0.012	0. 021	ーン内又はそれ以下	0			
		注.環境基準適合状 ・浮遊粒子状物質		- に適合する、× : 環	境基準に適合しない」を示す。				
			環境濃度	$\mathbb{E} \left( \text{mg/m}^3 \right)$		<b>四</b>   在   注			
		予測地点	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準	環境基準 適合状況			
		A5	0.017	0.045	- 日平均値の2%除外値	0			
		A6	0.019	0.044	が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	0			
		A7	0.027	0.056	境基準に適合しない」を示す。	0			
		計算を行った結果 い拡散計算式)で 煙突排出ガスの 場合でも、最大着: A4の日平均値の年 地点のダイオキシ	ルを用いて、事業 、煙突排出ガスに 求めた寄与濃度に 年平均値予測(寄 地濃度地点のダイス 間 98%値または 2	よる寄与濃度は、 比較し、0.86 倍か 与濃度)に、地形 オキシン類と水銀 い除外値はプルー て基準(環境基準	て、ある方向の地形影響を プルーム・パフ式(地形影 いら 6.00 倍となった。 影響の効果として最大値 6.0 を除き、最大着地濃度地点 ーム・パフ式と同値となり、 (1) を満足し、大気質の環境	響を考慮しな 00 倍を掛けた 及び地点 A1~ 最大着地濃度			

## 表88 調査等の結果

		表 8.8 調査等の結果
Ę	環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
(続き)大気質	環境に対する。大学を対する。「大学を対する。」というでは、大学を対する。「大学を対する。」というでは、大学を対する。「大学を対する。」というでは、大学を対する。「大学を対する。」というでは、大学を対する	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要 (4) 環境保全及び創造のための措置 【工事の実施】 の造成工事による一時的な影響 ・事業計画地周辺に工事用仮囲いを設け、また、適宜散水等を行い、裸地面から周辺への粉じんの飛散防止に努める。 ・遊走工事の終了した法面は随時種子吹き付けを行い、法面縁化に努め、裸地面積を減少させる。 ・残土の運搬を行う場合には、必要に応じてシートで被覆を行い、また、工事用車両は、タイヤ洗浄を行い、事業計画地周辺道路における粉じんの飛散防止に努める。 ②建設機械の稼働による影響 ・工事が同時期に集中しないよう、工事工程及び工事工法に配慮する。 ・建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型の採用を行うよう、建設銷負業者に対する指導を徹底する。 ・建設機械は、可能な限り無駄な稼働を抑えるよう指導を徹底する。 ・建設機械は、可能な限り無駄な稼働を抑えるよう指導を徹底する。 ・工事用車両は対策前点検を励行し、不良な機械等の使用禁止や適正な運行管理を行うよう指導を徹底する。 ・工事用車両は可能行に伴う影響 ・工事が同時期に集中しないよう、工事工程及び工事工法に配慮する。 ・工事用車両は対策前点検を励行し、不良な車両等の使用禁止や適正な運行管理を行うよう指導を徹底する。 ・工事用車両は、可能な限り無駄な稼働を抑えるよう指導を徹底する。 ・工事用車両は、可能な限り無駄な稼働を抑えるよう指導を徹底する。 ・工事用車両は、可能な限り、相乗りや送迎バス等による運行を行う等、利用台数を削減するよう指導を徹底する。 ・「単独立ので運動車両は、可能な限り、相乗りや送迎バス等による運行を行う等、利用台数を削減するよう指導を徹底する。 「「建設の機能に伴う影響 ・「ダイオキシン製」は燃焼管理と排ガスの温度管理等による発生抑制とバグフィルタ等による排出的配を行う。 ・「低は取る所で建たを指し、できまが、よりに適正な維持管理を徹底する。 ・「煙突排出ガスの高速返び温度を常時監視と「不常時において笛吹き現象又はダウンウォッシュを生しないように重正な維持管理を徹底する。 ・ 煙突排出ガスの高速返び間を増まを強となるように形成の発力を適正な範囲に検索が必知になるように変が、地がよりとともに、排ガス処理数備を定期的に検索して、事業計画で定めた設計保証値を超えることがないように適正な維持管理を徹底する。 ・ 煙突排出ガスの高速返び間速を管けを過ごないように記言なないまうに適まするを建てないまりに配きなるように設計する。 ・ 海突排出面を確定が対し、定ちに表計するとともに、自動でみクレーンによる効率的な視中を重定的な説利用車両の運行に伴う影響 ・ ごみ収集を信息を行き、20世系機関に要請する。 ・ これりないでは、変更に、2000年に、10
1		

表 8.9 調査等の結果

			次 · · · 附至 / · · 相外
環境要素		環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
	騒音	騒音レベンレ	(1)調査の結果 ①工場事業場騒音
			事業計画地の敷地境界において、平成 25 年 11 月に工場事業場騒音を対象にして現地調査(24

時間)を実施した。その調査の結果(概要)は次表のとおりである。いずれも時間帯でも管理 目標値を下回っていた。

単位:デシベル

						7-1-1	. / 2 ./.
3m -t- 1/1. t-	時間帯	時間	率騒音レ		管理	参考値	
調査地点	(注 2)	非稼働時	適否	稼働時	適否	目標値	(注 4)
	朝	46 (45~46)	0	46 (45~47)	0		55
N1	昼間	46 (43~50)	0	48 (45~49)	0	50	65
(事業計画地の 敷地境界)	夕	44 (44~44)	0	44 (43~45)	0	50	55
	夜間	44 (43~45)	0	44 (43~44)	0		50

- 注 1. 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動するため、測定値の 90%レンジ値の上端の数値  $(L_{A5})$  とし

  - 2. 朝: $6\sim8$  時、昼間: $8\sim18$  時、夕: $18\sim22$  時、夜間: $22\sim6$  時 3. 上段の数値は各時間帯の  $L_{\rm A5}$  の平均値を表し、下段の括弧内の数値は各時間帯の  $L_{\rm A5}$  の最小値〜最値 を表す
  - 4. 調査地点は「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなく、環境基準、規制基準等が適用されない。 参考値として事業計画地と同様の土地利用状況で非住居区域である第3種区域の規制基準値を記載し
  - 5. 適否欄の○×は管理目標値との適合状況である。

### ②自動車騒音

事業計画地の周辺道路において、平成25年11月に自動車騒音を対象にして現地調査(24時 間)を実施した。その調査の結果(概要)は次表のとおりである。各地点とも環境基準に係る 地域及び要請限度に係る区域が指定された場所では無いが、参考として第一種住居地域の環境 基準値・要請限度値と比較すると、各地点の道路端における自動車騒音は、市道下居大久保線 の N3 では、いずれの時間帯でも環境基準値を下回っていたが、市道宇治白川線の N2 と N4 では、 いずれの時間帯でも環境基準値を上回っていた。ただし、要請限度値は下回っていた。

単位:デシベル

			参考 (注 2)			
調査地点	時間帯 (注 1)	等価騒音 レベル ( <i>L</i> <sub>Aeq</sub> )	適否 (注 3)	環境 基準値 (注 4)	要請 限度値 (注 5)	
N2	昼間	72	×/0	65	75	
(市道宇治白川線)	夜間	67	×/0	60	70	
N3	昼間	64	0/0	65	75	
(市道下居大久保線)	夜間	57	0/0	60	70	
N4	昼間	68	×/O	65	75	
(市道宇治白川線)	夜間	63	×/O	60	70	

- 注 1. 昼間:6~22 時、夜間:22~6 時
  - 2. 調査地点は「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなく、環境基準、規制基準等が適用されない。 参考として第一種住居地域の環境基準値・要請限度値を記載した。
  - 3. 適否欄の〇×の前者は環境基準適合状況、後者は要請限度適合状況である。
  - 4. 道路に面する地域の環境基準値。 (B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域)
  - 5. 自動車騒音の要請限度の値。 (b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)

表 8.10 調査等の結果									
環境要素 調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要							概要		
(続き)	(続き) 騒音レベンレ	③交通量 事業計画地の (24 時間)を実					と同時期に交通 である。	量の現地調査	:
騒音		調査地点	二輪車	小型車	大型車	うち パッカー車	自動車合計	大型車 混入率 (%)	

8,431 1,466 258 9.897 14.8 15, 587 N3 1,304 1,366 196 16,953 8.1 N4 678 9,611 1,652 441 11, 263 14.7 9, 100 1,554 T1 593 417 10,654 14.6 T2 165 1,389 117 67 1,506 7.8

- 注1. 大型車の台数には、パッカー車の台数を含む 2. 自動車合計には、二輪車の台数を含まない。

### (2)予測の結果

### 【工事の実施】

### ①建設機械の稼働による影響

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音(L15)の予測結果は、敷地境界における騒音レベルは 最大 80 デシベルであり、特定建設作業騒音に係る規制基準値(敷地境界:85 デシベル)以下 である。

## ②工事用車両の運行に伴う影響

工事用車両の運行に伴う自動車騒音 (L<sub>Aea</sub>) の予測結果は、次表のとおりである。各地点と も環境基準に係る地域及び要請限度に係る区域が指定された場所では無いが、参考として第一 種住居地域の環境基準値・要請限度値と比較すると、現況の調査結果と同様、N3 では環境基準 値以下となっていたが、N2 と N4 では環境基準値を上回っていた。ただし、要請限度値は下回 っていた。

項目予測地点	時間 区分 (注1)	現況騒音 レベル (L <sub>Aeq</sub> )	増加分	将来騒音レベ ル (一般車両 +工事用車両)	環境 基準値 (注3)	要請 限度値 (注4)
N2	昼間	72	0.7	73	65	75
N3	昼間	64	0.5	65	65	75
N4	昼間	68	0.6	69	65	75

- 注1. 時間区分は、昼間が6~22時である。
  - 2. 予測地点は「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなく、環境基準、規制基準等が適用されない。 参考として第一種住居地域の環境基準値・要請限度値を記載した。
  - 3. 道路に面する地域の環境基準値。(B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域)。
  - 4. 自動車騒音の要請限度の値。(b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域)

### 【土地又は工作物の存在及び供用】

### ①施設の稼働に伴う影響

施設の稼働に伴う工場事業場騒音(L<sub>s</sub>)の予測結果は、敷地境界における騒音レベルは昼 間及び夜間とも最大50デシベルであり、管理目標値(敷地境界:50デシベル)以下である。

### ②施設利用車両の運行に伴う影響

現有施設の施設利用車両の運行による影響も含む自動車騒音は、各地点とも環境基準に係る 地域及び要請限度に係る区域が指定された場所では無いが、参考として第一種住居地域の環境 基準値・要請限度値と比較すると、等価騒音レベル(LAeo)は、N3ではいずれの時間帯でも環 境基準値を下回っていたが、N2 と N4 ではいずれの時間帯でも環境基準値を上回っていた。た だし、要請限度値は下回っていた。

また、交通量の現地調査結果におけるパッカー車(本事業以外の車両も含む)を全て現有施 設の施設利用車両と仮定した場合、現有施設の施設利用車両の占める割合は、A5(N2)地点で 2.6%、A6(N3)地点で1.2%、A7(N4)地点で3.9%と小さかった。

# 表 8.11 調査等の結果

		表 8.11 調査等の結果
琈	環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
(続き) 騒音	現	調金の相来、下側及い計画の結果、
1		

# 表 8.12 調査等の結果

		表 8.12 調査等の結果 
琈	環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
(続き)騒音	続き)	②施設利用車両の運行に伴う影響 予測結果によれば、施設利用車両の運行に伴う自動車騒音の寄与の程度は、施設利用車両の台数が現況(現有施設供用時)から変化せず、また、全車両に占める施設利用車両の割合も小さいため、環境影響の程度が小さいものと考える。 施設利用車両の走行に伴う騒音対策として、実施計画段階における環境保全措置((4)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、施設利用車両の走行に伴う騒音の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。 供用時における施設利用車両の運行に伴う自動車騒音は、施設利用車両の台数が現況(現有施設供用時)から変化しないことから、沿道における自動車騒音の現地調査結果より増加しないと予測する。参考として第一種住居地域の環境基準値・要請限度値と比較すると、現況で環境基準値を上回っている市道宇治白川線のN2、N4においても現況と変わらず、また、全ての地点で現況同様、要請限度値を下回っている。 以上のことから、施設利用車両の運行に伴う騒音の影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。
		(4)環境の保全及び創造のための措置 【工事の実施】 ①建設機械の稼働による影響 ・騒音が発生する工事が同時期に集中しないよう、工事工程及び工事工法に配慮する。 ・早朝、夜間及び日曜・祝日の作業は、原則として行わない。なお、現有施設が稼働している中でやむを得ず行う場合には、その作業日数および作業箇所を必要最小限に抑え、周辺への騒音の影響を軽減する。 ・事業計画地の周辺に工事用仮囲いを設け、周辺への騒音の影響を軽減する。 ・飯音工法を採用するとともに、低騒音型の建設機械を優先して使用するよう指導を徹底する。 ・固定型の建設機械は、可能な限り敷地境界から離して配置する。 ・建設機械は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。 ・建設機械は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。 ・建設機械は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。 ・工事用車両の運行に伴う影響 ・工事用車両は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。 ・工事用車両の運行は、一日の特定の時間帯に集中しないように指導を徹底する。 ・工事用車両の運行は、一日の特定の時間帯に集中しないように指導を徹底する。 ・工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。 ・工事中の通勤車両は、可能な限り相乗りや送迎バス等による運行を行う等、利用台数を削減するよう指導を徹底する。 ・工事内を衝突のエコドライブの推進を行うよう機器類は工場棟内部に納め、二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等の防音対策を施す。 ・関ロ部を必要とする機器類は、低騒音型を採用し、必要に応じて防音対策を施す。 ・関ロ部を必要とする機器類は、低騒音型を採用し、必要に応じて防音対策を施す。 ・運や内壁等に吸音材を貼り付ける等の防音対策を施す。 ・運の収集車等の施設利用車両は、始業前点検を励行し、不良な車両等の使用禁止や適正な運行管理を遵守するよう、関係機関に要請する。 ・ごみ収集車等の施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うよう、関係機関に要請する。

表 8.13 調査等の結果

			公 10
環境要素		境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
	振動	振動レベジレ	(1)調査の結果 ①工場事業場振動

事業計画地の敷地境界において、平成25年11月に工場事業場振動を対象にして現地調査(24 時間)を実施した。その調査の結果(概要)は次表のとおりである。いずれの時間帯でも、人 が振動を感じ始めるとされる値(振動感覚閾値、55 デシベル)と同等レベルの管理目標値を下 回っていた。

単位:デシベル

調査地点	時間帯		時間率振動レベ 非稼働時 適否		適否	管理 目標値	参考値 (注 4)
	(在 2)	非修測时	週台	稼働時	週台	口际吧	(在4)
N1 (事業計画地の	昼間	<30	0	<30	0	55	65
敷地境界)	夜間	<30	0	<30	0	55	50

- 注 1. 振動レベル計の指示値が不規則かつ大幅に変動するため、測定値の 80%レンジ値の上端の数値 ( L 10) とした。 注 2. 昼間:8~19 時、夜間:19~8 時
- 注3. 調査地点は「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなく、環境基準、規制基準等が適用されない。 参考値として事業計画地と同様の土地利用状況で非住居区域である第 2 種区域の規制基準値を記
- 注 4. 適否欄の○×は管理目標値との適合状況である。
- 注 5. 「<30」は 30 デシベル未満を表す。

### ②道路交通振動

事業計画地の周辺道路において、平成25年11月に道路交通振動を対象にして現地調査(24 時間)を実施した。その調査の結果(概要)は次表のとおりである。各地点とも要請限度に係 る区域が指定された場所では無いが、参考として第一種住居地域の要請限度値と比較すると、 時間率振動レベル  $(L_{10})$  は、全ての地点で、いずれの時間帯でも要請限度値を下回っていた。 なお、振動レベルの最大値(L<sub>max</sub>)をみると、N2では昼間(8:00~8:10)と夜間(4:00~4: 10)、N4では昼間(9:00~9:10、10:00~10:10、17:00~17:10)、人が振動を感じ始め るとされる値(振動感覚閾値、55 デシベル)を上回る時間帯があった。

単位:デシベル

		時間率振	受動 レベル	-	参考 (注2)	
調査地点	時間帯 (注 1)	$L_{10}$	$L_{ m max}$	適否 (注 3)	要請 限度値 (注 4)	振動感 覚閾値
N2	昼間	40	$52$ $(48\sim56)$	0	65	
(市道宇治白川線)	夜間	34	$51$ (37 $\sim$ 56)	0	60	
N3	昼間	39	51 (49~53)	0	65	55
(市道下居大久保線)	夜間	31	$47$ $(35\sim53)$	0	60	
N4	昼間	41	53 (45~59)	0	65	
(市道宇治白川線)	夜間	34	$48 \\ (33\sim55)$	0	60	

- 注 1. 昼間:8~19時、夜間:19~8時
  - 2. 調査地点は「都市計画法」に基づく用途地域の指定がなく、環境基準、規制基準等が適用されない。 参考として第一種住居地域の要請限度値を記載した。
  - 3. 適否欄の○×は要請限度値との適合状況である。
  - 4. 道路交通振動の要請限度の値。(第1種区域)
  - 5. 平均値の算出に際して、〈30は30デシベルとして扱った。
  - 6. Lmax の上段の数値は各時間帯のLmax の平均値を表し、下段の括弧内の数値は各時間帯のLmax の最 小値~最大値を表す。

環境要素	調査の			荃等の結果 結果 環境の保	全及び創造のため	の措置の棚	 <del></del>
1	③地盤卓越振動			M / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	上次 0 名 1 色 ツ た 6	) v > 1H   EL v > 7	·女
<ul><li>(続き)</li><li>続 振動レジレ</li></ul>	0 ==== , , == ,, , , , , , , , , , , , ,		ナルンプ	よ 95 年 11 日に	道路交通振動と同	日本井田/テ井山舟	5. 白地坛新
続振りとジレき							益早 必 派 勁 :
	の現地調宜を夫	他した。そ	の調査の結		表のとおりである	0 0	
振 動	調査地点				越振動数(Hz)		l /
			平均値		最小値		大 <u>値</u>
	N2		24. 2		20. 0		. 5
	N3		25. 2		20.0	31	. 5
	N4		23. 9		16. 0		. 5
	注. 測定値は、各	地点におい	て大型車 10 台	が走行した際に測	測定したものである		
	ベルは最大 63 ラ 以下であった。 ②工事用車両の 工事用車両の	事に伴う類 ジベルで 運行に伴う 運行に伴う	設作業振動 あり、特定 影響 道路交通振	起設作業振動に係動 いベル( $L_{10}$ )	の予測結果は、敷える規制基準値(駅の予測結果は、必	敷地境界:7 な表のとおり	75 デシベバ ) である。
					いが、参考として でも要請限度値を		
	項目						
		時間 区分	現況振動レベル	村米振動レ	ベル (L <sub>10</sub> )	増加分	要請 限度値
	- New Lot.	(注1)	$(L_{10})$	一般車両(a)	一般車両+	(b-a)	(注3)
	予測地点				工事用車両(b)	-	
	N2	<u>昼間</u> 夜間	40	40	41	0	65 60
		昼間	39	44 39	40	1	65
	N3	夜間	38	38	38	0	60
		昼間	41	41	42	1	65
	N4	夜間	40	40	40	0	60
	ルは 44 デシベバ ②施設利用車両 予測地点で実 による影響も含 振動感覚閾値(	伴う影響 伴う工場 いであり、 の で 題行 に 道 た で が し た が で が で あ り 、 に り 、 に は り に は ら に ら に ら に ら に ら に ら に ら に ら に ら に	事業場振動レ 管理目標値 5 きう影響 る交通振動の も振動は、振 レ)を上回る	5 デシベル以下 現地調査結果に 動レベルの最大 時間帯があるも	予測結果は、敷地 であった。 よると、現有施記 値(L <sub>max</sub> )をみる のの、参考とした 全ての地点で、V	せの施設利用 と、N2 と ご第一種住居	月車両の運 N4 におい 号地域の要

		表 8.15 調査等の結果
Ð	環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
(続き) 振動	環境 (続き) 振動レベル	(3)評価の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要 (3)評価の結果 【工事の実施】 ①建設機械の稼働による影響 建設機械の稼働による影響 建設機械の稼働に伴う振動対策として、実施計画政階における環境保全措置((4)環境の保全 及び別造のための措置)を計画していることから、建設機械の稼働に伴う振動の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。 建設機械の稼働に伴う振動の規制基準(16)が、から、建設機構の稼働に伴う振動の規制基準(15 デシベル)以下であると予測されることから、建設機械の稼働に伴う振動の規制基準(15 デシベル)以下であると予測されることから、建設機体の稼働に伴う振動が変として、実施計画政階における環境保全措置((4)環境の保金人及の制定のための措置)を計画していることから、江事用車両の運行に伴う振動が変として、実施計画政階における環境保全措置((4)環境の保金人なの制定のための措置)を計画していることから、江事用車両の運行に伴う振動の環境影響は、事業者の実行可能な範囲内できる限り回避・低減が図られていると評価する。 工事用車両の運行に伴う振動の影響は、現境保全に関する目標との整合性が図られているときがは、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価では、2 に対しているあ。参考までに第一種区域の契請限度値(昼間:65 デンベル、 (4 だ デン・ベルと 4 が デン・ベルと 5 を テン・ベル 4 が 4 デン・ベル 5 を 7 で 8 時)の 予測値はそれで 6 で 7 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 で 7 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 の 8 時)の 7 別 2 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 の 8 時)の 7 別 2 が 4 が 4 が 5 で 7 別 2 が 4 が 5 で 7 の 8 時)の 7 別 2 が 4 が 5 で 7 の 8 時)の 7 別 2 が 4 が 5 で 7 の 8 時)の 7 別 2 が 4 が 5 で 7 の 8 時)の 7 別 2 が 4 が 4 が 5 で 7 の 8 時)の 7 別 2 が 4 が 5 で 7 の 8 時)の 7 別 2 が 4 が 5 で 8 が 8 が 8 が 8 が 8 が 8 が 8 が 8 が 8 が 8

# 表 8.16 調査等の結果

# 表 8.17 調査等の結果

環境要素 調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要 悪	対象にし			
臭 事業計画地周辺において、平成25年に悪臭物質濃度及び臭気指数(臭気濃度)等を て現地調査(2季・1日/季)を実施した。事業計画地敷地境界と事業計画地周辺4地				
悪臭物質の濃度は、いずれの季節も全項目が定量下限値未満であり、「悪臭防止法」 制基準値(敷地境界)を下回っていた。また、臭気指数(臭気濃度)は、いずれの季 下限値未満であった。	に係る規			
た。その予測の結果(概要)は次表のとおりである。なお、特定悪臭物質については	①煙突排出ガスによる悪臭の拡散 気象条件や事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の煙突排出ガスによる影響を検討した。その予測の結果(概要)は次表のとおりである。なお、特定悪臭物質については、アンモニアとプロピオンアルデヒド以外は、それぞれ煙突から排出された時点で、既に敷地境界の規			
最大濃度				
気象条件     アンモニア (ppm)     プロピオン アルデヒド 臭気濃度 (臭気	気指数)			
一般的な気象条件時 0.00030 0.000010 10 未満 (10 差)	未満)			
上層逆転層出現時 0.00079 0.000026 10 未満(10 差	未満)			
ダウンウォッシュ時 0.00009 0.000003 10 未満 (10 元)	未満)			
ダウンドラフト時 0.00021 0.000007 10 未満 (10 元)	未満)			
敷地境界規制基準値(A 地域) 1 0.05 -				
現有施設における悪臭調査結果によると、特定悪臭物質濃度は敷地境界における規 未満であり、臭気指数も 10 未満である。更新施設では現有施設と同等もしくはそれ以 漏洩防止設備を設置する計画であることから、施設からの悪臭の漏洩による敷地境界 特定悪臭物質濃度は規制基準値以下となり、臭気指数も 10 未満になると予測する。	、上の悪臭			
(3)評価の結果 本事業では、焼却炉内では高温燃焼を行って、悪臭物質を熱分解するとともに、施圧に保ち悪臭の漏洩を防止する計画である。また、維持管理に伴う焼却炉停止時でも吸着等により脱臭が可能な装置等を設けることを計画している。なお、現在、事業計更新施設と同様の悪臭対策を行う現有施設が稼働しているが、これまで現有施設に起臭に係る生活環境上の苦情が本組合へ通報又は連絡されたことはないことから、更新働に伴う悪臭によって周辺環境に著しい変化はないものと考える。なお、施設の稼働に悪臭防止対策として、実施計画段階における環境保全措置((4)全及び創造のための措置)を計画していることから、煙突排出ガス及び施設からの漏悪臭の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、低減が図られていると計本事業では、現有施設と同等またはそれ以上の悪臭対策を講じる計画である。その施した煙突排ガスの予測結果によると、最大でも悪臭物質濃度は悪臭防止法の規制基であり、臭気濃度(臭気指数)も10未満と、環境保全目標値(悪臭物質濃度:敷地規下、臭気指数:10未満)を満足している。また、施設からの漏洩の予測結果によると、敷地境界で悪臭物質濃度は悪臭防止法準値以下であり、臭気濃度(臭気指数)も10未満と、環境保全目標値を満足している以上のことから、施設の稼働に伴う影響は、悪臭の環境保全に関する基準との整合れていると評価する。	、重因施 環洩価が準制 場ののよる。実下以 基 の。。			

表 8.18 調査等の結果

	表 8. 18 - 調査等の結果 T
環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
(続き) 悪臭	<ul> <li>(4)環境の保全及び創造のための措置</li> <li>・ごみピットから発生する臭気については、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用してごみピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにする。</li> <li>・排出ガス中に含まれる悪臭物質については、燃焼温度を850℃以上に保ち、悪臭物質を熱分解することにより、排出ガス中の悪臭物質を低減する。</li> <li>・ごみピット汚水は、炉内噴霧することによりごみの燃焼とともに高温で臭気成分を熱分解し、脱臭する。</li> <li>・ 焼却炉全停止中の臭気対策として、活性炭吸着装置等の脱臭装置を設ける。</li> <li>・ ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車がごみピットへごみを投入する時にのみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。また、プラットホームの入口に搬入室を設置し、搬入室の出入口に高速自動シャッター、搬入室の入口にエアカーテン、プラットホーム出口に高速シャッター及びエアカーテンを設置し、臭気の外部への漏えいを防止する。</li> <li>・ その他、臭気の発生しやすい機器又は場所には臭気対策を講じ、工場棟は、外部との開口部分を少なくして可能な限り密閉化する。</li> <li>・ ごみ収集車は、汚水や臭気が外部に漏出しない密閉式 (パッカータイプ等)のものを採用し、タイヤや車体に廃棄物を付着させて走行することがないように、洗車及び清掃等を励行するよう、関係機関に要請する。</li> <li>・ 洗車場は、囲いを設けるとともに、排水路も暗渠として場内の排水処理設備まで誘導する。</li> </ul>
水質(SS)	(1)調査の結果 ①降雨時の濁水 (SS) 事業計画地の雨水排水口 (W1) において、平成25年9月の降雨時に浮遊物質量(SS)、濁度等を対象に現地調査 (1日) を実施した。その調査の結果は、浮遊物質量 (SS) は最大で6mg/Lであり、浮遊物質量 (SS) の環境基準(宇治川A類型) は25mg/Lと比較しても低い値であった。濁度は最大で9.0度であった。同時に測定した透視度は全て50度 (cm) 以上あり、水色は微淡黄色、もしくは淡黄色であったことから、強い濁りは発生しなかった。なお、濁水調査中の9時から24時にかけての積算雨量は合計98.0mmであった。②土壌の沈降特性事業計画地内において、土壌を採取し沈降試験(室内)を実施した。その調査の結果は、浮遊物質量 (濁り)の残留率(百分率)は、1分で7.2%、5分で3.2%、30分で1.0%、60分で0.7%、240分(4時間)で0.5%、1,440分(1日)で0.2%であった。 (2)予測の結果近隣の茶業研究所で観測された平成19年から平成25年までの7年間の雨量データから、時間雨量の最大値、及び24時間雨量が最大となる各時刻の時間雨量を用いて、雨水排水口における濁水による影響を検討した。浮遊物質量 (SS) は、最大時が16mg/L、日平均最大時が6mg/Lと予測された。

# 表 8 19 調査等の結果

		表	₹8.19 調査等の結果	
琈	環境要素	調査の結果、予	測及び評価の結果、環境の保全及び	創造のための措置の概要
(続き)水質	(続き) 水の濁り (SS)	水の濁り 本事業では、事業計画地内の土地改変面積の規模が小さいこと、事業計画地の雨水が流入す		
		と評価する。		
		項目	予測結果	環境保全目標値
		浮遊物質量(SS)	最大値 16mg/L	最大値 90mg/L
			日平均の最大値 6mg/L 賃汚濁防止法に基づく排水基準に関する	日間平均値 70mg/L
		は隣接する山城総合運流する。 ・多雨期に土砂掘削が最・著しい降雨時の土工はともに、必要に応じ生を抑制する。 ・雨水排水は、造成工事・工事中に掘削した表層等で早期に養生して、 ・沈砂設備は、定期に、 ・沈砂設備の構造は、造	のための措置 濁水は、仮設の沈砂設備等を設置し 動公園の調整池を経由して、宇治市 大とならないよう、工事工程及び工 極力避け、降雨時には、適時、目視 て土留柵、フトン籠、シート被覆等 の対象区域と対象外区域を分離し、 を長時間露出しないように工事区域 土砂の流出を防止する。 点検・整備を行い、その機能が適正に 成工事内容の具体化に伴い、適切に 成工事内容の具体化に伴い、表土治 生活排水及びし尿は、浄化槽もしく	管理の雨水排水路から宇治川に放 事工法を配慮する。 による濁水の発生状況を確認する の土砂流出対策を講じて濁水の発 濁水の発生を抑制する。 を区切って施工し、法面にシート に維持されるように努める。なお、 対応する。 流出による濁水の発生を抑制する。

表 8.20 調査等の結果

			表 8.20	調査等の					
環境要素	調	査の結果、	予測及び評	価の結果、	環境の保	全及び創造	きのための	措置の概要	更
土土壤珠	事業計画: G3 のみ) に は、次表の	地及びその周	系る項目等 る。事業計	を対象に5 画地 (G1)	見地調査( 及び事業	1回)を実施 計画地周辺	をした。 そ	の調査の約	吉果(概要)
	項目	単位	G1 宇治市宇 治折居 事業価地	G2 宇治市白 川中ノ薗	G3 宇治市白 川鍋倉山	G4 城陽市久 世上大谷	G5 宇治市広 野町八軒 屋谷	定量下限値	環境基準値
	鉛 砒素	mg/L mg/L	0. 008 0. 002	<0.005 0.001	0.006 0.001	<0.005 <0.001	<0.005 <0.001	0. 005 0. 001	0. 01 0. 01
	ふっ素 ほう素 ダイオキ	mg/L mg/L	0. 21	0.11	<0.08 0.1	0. 18 <0. 1	0.13	0.08	0.8
	シン類	pg-TEQ/g 外の項目は、	7.4 すべての地,	3.8 点で定量下[	13 限値未満でる	0.059 あった。	1. 9	*	1,000
	(2)予測の結 現有施設。 る結果であ 有施設の同 ばいじ気質予 が小さいこと:	が稼働して 2 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 4 で 3 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4 で 4	27 年を経だいつ、 年を経だいつ、 では能を 東有 ではにつ にて 煙の が 施設の まで 積量 は は まま は まま は まま は まま まま まま まま まま まま まま	生現地調査を 施し、も出め、 も出がにして がある。 がある。 がある。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	においても 情について 二「京都府 こ対策が図 こるばいじ こ大気汚染 0.087pg-TI	o、全ての? は、ばいい 環境を守り られること ん等規制が新り 物質が新り GQ/g、最大	ごん等規制 )育てる条 と、及び事 頁目の大気 たに土壌に	項目の排品例」の適所 業計画地所 環境濃度の 与える影響	出濃度が現 用を受けて 周辺の将来 への寄与率 圏は十分に

		表 8.21 調	査等の結り		
環境要素	調査の結果、	予測及び評価の	の結果、環境	の保全及び創造のための打	#置の概要
(続き)土壌汚染	(3)評価の結果				
	る。 西日		) <del>)</del> (-}-	左眼苯连县 ( <i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>	<b></b>
	項目	平均値	単位	年間蓄積量(推定値) 0.087	環境保全目標
	ダイオキシン類	最大値	pg-TEQ/g	0. 35	1,000
	水銀	平均値 最大値	mg/kg	0. 17 0. 68	15
	した。 (4)環境の保全及び創造・「ダイオキシン類」・「ダイオキシン類」を排出抑制を行う。・「ばいじん」はバグ・「硫黄酸化物」につい・「窒素酸化物」に低 NO・「窒素酸化物」に低 No・煙突排出ガスの流速、ユを生じないよう有害・「煙突排出ガスの画でに、煙突排出ガスの画でに、水震、変定した燃焼	きのための措置は は燃焼管理とすってが必要では がよりないのでではないないではないではないがででででででででででででででででいる。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	# が で は で で で で で で で で で で で で で で で で で	去設備によって吸着除去す 中制と無触媒反応装置によ 常時において笛吹き現象で 。 うとともに、排ガス処理に とがないように適正な維持ように努め、焼却炉へのする。受け入れ供給設備は、 とともに、自動ごみクレー	バグフィルタ等によ する。 って分解除去する。 又はダウンウォッシ 投備を定期的に検査 等管理を徹底する。 責荷を適正な範囲に 安定した燃焼の継

# 表822 調査等の結果

環境要素

調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要

観

# 主要な眺望 点及び景観 資源並びに 眺望景観

### (1)調査の結果

事業計画地及びその周辺において、平成25年8月及び平成25年12月に主要な眺望点を対象 に現地調査(2季)を実施した。現有施設(一部)を視認できる主要な眺望点としては、東海自 然歩道沿い、市道宇治白川線沿い3地点、山城総合運動公園、太陽が丘・ふれあいの森の6地 点を確認した。

### (2)予測の結果

事業計画に基づき、景観予測図(フォトモンタージュ)を作成し、その眺望景観の変化を予 測した。各地点の予測結果は、視野全体に占める割合は現状と同様もしくは現状より小さくな ると予測された。予測した6地点の中で最も現有施設及び更新施設が大きく視認できるL3地点 の予測結果は次図のとおりである。L3 地点では、更新施設の完成後は、工場棟と一体となった 煙突及び工場棟の上半分が現有施設の左側に視認されることとなるが、工場棟の設置方向の関 係で、視野全体に占める割合は現状より小さくなる。

地点:L3(山城総合運動公園)

現況







### (3)評価の結果

本事業の実施に伴う新たな工場棟や煙突は、現在立地している現有施設に隣接して建設する もので、大規模かつ新規の面整備を伴うものではないことから、現状の眺望景観を著しく変化 させるものではないと考える。

また、事業計画地は、山城総合運動公園が位置する丘陵地の東端にあり、現有施設と同様に、 工場棟の全体または主要な部分が眺望できる場所は同園内等ごく近傍に限られている。そのた め、事業計画地周辺の眺望点において、景観構成要素としての更新施設の出現がもたらす眺望 景観上の著しい変化はないものと考える。

なお、更新施設の存在に伴う景観影響の対策として、実施計画段階における環境保全措置((4) 環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、景観上の環境への負荷の低減に 向けて、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、低減が図られていると評価する。

予測結果によると、新たな景観構成要素である更新施設(工場棟、煙突)の出現によって現 況を著しく変化させることはなく、周辺環境との調和も図られるものと考える。

本事業では、「(略称)宇治市まちづくり・景観条例」及び「宇治市景観計画」の規定を導 守し、景観上の環境への負荷の低減に向けて積極的に努めるため、先に示した環境保全措置を 講じるとともに、建設請負業者が決定後の実施設計段階においても、周辺環境との調和を図る よう、工場棟や煙突等の色彩や意匠に配慮する計画である。

以上のことから、施設の存在による景観の影響は、環境保全に関する目標との整合性が図ら れていると評価する。

き 点及び景観 治市景観計画」の規定を遵守し、周辺環境との調和を十分に考慮する。 景 資源並収こ ・工場棟は周囲の環境との調和を図りつつ、敷地内及び敷地の屋上(壁面)を積極的に緑化することで、緑豊かな美しい景観となるように配慮する。				表 8.24 調査等の結果		
・	瑏	環境要素	調査の	結果、予測及び評価の結果、環境の保	全及び創造のための措置の概要	
記工事2件	き	主要な眺望 点及び景観 資源並びに	<ul> <li>(4)環境の保全及び創造のための措置</li> <li>・建物や煙突の形状、色彩及び植栽計画は、「(略称)宇治市まちづくり・景観条例」及び「宇治市景観計画」の規定を遵守し、周辺環境との調和を十分に考慮する。</li> <li>・工場棟は周囲の環境との調和を図りつつ、敷地内及び敷地の屋上(壁面)を積極的に緑化することで、緑豊かな美しい景観となるように配慮する。</li> <li>・煙突の位置は、隣接する山城総合運動公園から極力離すが、現有施設同様、同公園側から見えやすい位置に時計を設置する。また、煙突高さは地上59mで工場棟建屋と一体化し、調和の取れたデザイン及び仕上げとする。</li> <li>・エネルギーの有効利用から白煙防止装置は設置しないが、白煙が見えにくい工夫を検討する。</li> <li>・本施設完成後は、公園側(北西から西)に植栽及び歩道で幅5mを確保し、公園側からの景観に配慮する。</li> <li>・仮設用として搬出入路を敷地東部に確保し、地形を改変する場合は、法面の緑化整備を行う</li> </ul>			
発生土   掘削土 (工場棟等) 18,000 m³	棄	設工事に伴 う 副 産 物	【工事の実施】 事業計画等に		棄物等の影響を検討した。工事の実施に	
発生土   掘削土 (工場棟等) 18,000 m³				新	※ 生 县 竺	
接入地の設備   最大地の最 後 8 m²   コンクリートガラ   30 m³   アスファルトガラ   10 m²   建設発生木材   300 m³   150 m²   紙(ず   150 m²   300 m³   400 m²   300 m³   400 m²   400					掘削土(工場棟等) 18,000 m <sup>3</sup>	
エ事   スタリートガラ   10 m²   でスファルトガラ   10 m²   を設定生木材   300 m²   150 m³   200 m²   20				7		
Tま   Tま   Tま   Tま   Tま   Tま   Tま   Tま						
建設発生木材   300 m²   新くず   150 m²   接継くず   10 m²   第後継くず   10 m²   第2 ラスチック類   300 m³   金属くず   40 m²   ガラス・陶磁器くず   100 m³   100 m³   20 m   2						
T事   無くず   150 m³   10 m³   変   200 m³   20						
R			工事			
金属くず     40 m³       ガラス・陶磁器くず     100 m³       その他産業廃棄物 (廃油等)     1 t       建設混合廃棄物     10 m³       紙類     5.34 t/年       金属     0.31 t/年       ガラス類     0.23 t/年       プラスチック     0.75 t/年       その他     1.29 t/年       【土地又は工作物の存在及び供用】       事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。       種類     発生量等       焼却     焼却灰(t/年)     2,298 t/年       焼却     飛灰(t/年)     520 t/年       協設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。     10 L/年       大クスタ換樹脂(L/年)     520 t/年       協設の保護     10 L/年       本の他(キート・樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)     紙類     7.36 t/年       工事事務所の管理事務     が対ラス類     0.03 t/年       プラスチック     0.33 t/年						
### 100 m <sup>3</sup>						
その他産業廃棄物(廃油等)     1 t       建設混合廃棄物     10 m³       紙類     5.34 t/年       金属     0.31 t/年       ガラス類     0.23 t/年       プラスチック     0.75 t/年       その他     1.29 t/年       【土地又は工作物の存在及び供用】     事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。       種類     発生量等       施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。     2,298 t/年       機力 アン交換樹脂(L/年)     2,298 t/年       藤は却 展イオン交換樹脂(L/年)     10 L/年       陰イオン交換樹脂(L/年)     40 L/年       活性炭不適物(kg/年)     1,600 kg/年       その他(キレート樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)     7.36 t/年       ガラス類     0.18 t/年       ガラス類     0.03 t/年       プラスチック     0.33 t/年					10	
建設混合廃棄物						
<ul> <li>工事事務所の管理事務</li> <li>無類</li> <li>5.34 t/年</li> <li>金属</li> <li>0.31 t/年</li> <li>ガラス類</li> <li>0.23 t/年</li> <li>プラスチック</li> <li>その他</li> <li>1.29 t/年</li> <li>【土地又は工作物の存在及び供用】</li> <li>事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。</li> <li>種類</li> <li>発生量等</li> <li>焼却灰(t/年)</li> <li>焼却 飛灰(t/年)</li> <li>塩ガン交換樹脂(L/年)</li> <li>塩イオン交換樹脂(L/年)</li> <li>塩イオン交換樹脂(L/年)</li> <li>塩イオン交換樹脂(L/年)</li> <li>塩イオン交換樹脂(L/年)</li> <li>塩素の他(キレート樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)</li> <li>エ事事務所の管理事務</li> <li>でみ機力</li> <li>塩属</li> <li>カラス類</li> <li>の、18 t/年</li> <li>プラスチック</li> <li>の、33 t/年</li> <li>プラスチック</li> <li>の、33 t/年</li> </ul>					_	
工事事務所の管理事務     金属 ガラス類 プラスチック その他     0.31 t/年 0.23 t/年 0.23 t/年 0.75 t/年 0.75 t/年 7.29 t/年       【土地又は工作物の存在及び供用】 事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。     種類 類 発生量等 (						
<ul> <li>管理事務</li> <li>プラスチック</li> <li>その他</li> <li>1.29 t/年</li> <li>その他</li> <li>1.29 t/年</li> <li>【土地又は工作物の存在及び供用】</li> <li>事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。</li> <li>種類</li> <li>発生量等</li> <li>だみ焼却灰(t/年)</li> <li>焼却灰(t/年)</li> <li>た2,298 t/年</li> <li>焼却灰(t/年)</li> <li>た20 t/年</li> <li>協イオン交換樹脂(L/年)</li> <li>指対度</li> <li>(上年)</li> <li>(本イン交換樹脂(L/年)</li> <li>(上年)</li> <li>(本イン交換樹脂(L/年)</li> <li>(上年)</li> <li>(本イン交換樹脂(L/年)</li> <li>(上年)</li> <li>(本イン交換樹脂(L/年)</li> <li>(上年)</li> <li>(本イン交換樹脂(L/年)</li> <li>(本イン交換樹脂(L/年)</li> <li>(上年)</li> <li>(本代表)</li> <li>(本の他(キレート樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)</li> <li>(本の他(キレート樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)</li> <li>イ、36 t/年</li> <li>金属</li> <li>カラス類</li> <li>の、03 t/年</li> <li>プラスチック</li> <li>の、33 t/年</li> </ul>			丁重重姿命の	金属		
プラステック     0. 75 大/年       その他     1. 29 t/年       【土地又は工作物の存在及び供用】     事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。       種類     発生量等       施設の稼働     焼却灰(t/年)     2,298 t/年       焼却灰(t/年)     第2,298 t/年       焼却灰(t/年)     第2,298 t/年       施設の			工事事場別の	カノへ類		
【土地又は工作物の存在及び供用】         事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。         種類       発生量等         成却灰(t/年)       2,298 t/年         飛灰(t/年)       520 t/年         施設の稼働       機力 灰(t/年)         機力			1 2 3 7 7 7 7			
事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施設の稼働等に伴う廃棄物の発生量は、次表のとおりである。  種類 発生量等				その他	1. 29 t/年	
種類 発生量等		事業計画等に基づく諸条件を設定して施設の稼働に伴う廃棄物の影響を検討した。施				
施設の 稼働     焼却灰(t/年)     2,298 t/年       機力 (t/年)     元文(t/年)     520 t/年       機力 (t/年)     10 L/年       機力 (t/年)     10 L/年       陰イオン交換樹脂(L/年)     40 L/年       活性炭不適物(kg/年)     1,600 kg/年       その他(キレート樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)     紙類     7.36 t/年       金属     0.18 t/年       ガラス類     0.03 t/年       プラスチック     0.33 t/年			1,2,1,1,1,0,0,0,0		発生量等	
施設の 様持				焼却灰(t/年)	2,298 t/年	
稼働     維持     陰イオン交換樹脂(L/年)     40 L/年       管理     活性炭不適物(kg/年)     1,600 kg/年       その他(キレート樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)     紙類     7.36 t/年       工事事務所の管理事務     0.18 t/年       ガラス類     0.03 t/年       プラスチック     0.33 t/年						
管理     活性炭不適物(kg/年)     1,600 kg/年       その他(キレート樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)     (4年)       紅類     7.36 t/年       金属     0.18 t/年       ガラス類     0.03 t/年       プラスチック     0.33 t/年			· ·			
その他 (キレート樹脂、ろ材、ろ布、廃油等)       紙類     7.36 t/年       金属     0.18 t/年       ガラス類     0.03 t/年       プラスチック     0.33 t/年						
工事事務所の管理事務紙類7.36 t/年金属0.18 t/年ガラス類0.03 t/年プラスチック0.33 t/年					, -: -	
工事事務所の管理事務     金属     0.18 t/年       ガラス類     0.03 t/年       プラスチック     0.33 t/年						
管理事務     ガラスチック     0.03 t/年       0.33 t/年			丁重重数部の	金属	· ·	
				カプへ類		
			日生于功		· ·	
				その他		

	表 8. 25 調査等の結果
環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
(続き) 廃棄物、建 設工事に伴 う 成土等) 等	工事の実施に伴い発生する廃棄物等の予測結果によると、残土、コンクリートガラ、アスファルトガラ、金属くず、木くず等の分別を行い、再資源化及び適正処理をする計画であり、混合廃棄物の発生は極力抑えられると考える。なお、現段階では、更新施設に関する具体的な実施設計は行われていないことから、予測段階で設定した事業計画等に基づく予測条件(廃棄物等の種類や発生量等)には不確実性を伴っている。そのため、事後調査の対象項目として廃棄物等を選定して、必要に応じた適切な対応をとることによって環境への負荷を抑えるように配慮する計画である。また、本事業の実施設計段階では、残土の発生抑制対策として、土地の改変及び掘削が必要最小限になるように造成範囲や計画地盤高の設定に配慮するとともに、発生した土砂は有効利用も含めて適正に処理・処分し、仮置する場合は飛散防止等の周辺環境に配慮するように指導を徹底する計画である。なお、工事の実施に伴い発生する廃棄物等の対策として、実施計画段階における環境保全措置((3)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、廃棄物等による環境への
	負荷の低減に向けて、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、低減が図られていると評価する。 本事業では、「建設リサイクル推進計画 2008」及び「京都府における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する指針」に示された特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標の達成と維持に支障を及ぼさないよう、工事の実施に伴い発生する廃棄物等の発生抑制、再資源化に向けた取り組みを行い、また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の基準等に適合した、適正な処理・処分方法の積極的な採用に取り組んでいく計画である。そのため、本事業の実施設計段階において、分別の徹底、工場加工資材の活用、搬入資材梱包の簡素化、適正処理の徹底等を契約仕様に明記して、建設請負業者へ遵守するように指導する計画である。また、工事の実施にあたっては、先に示した環境保全措置を講じ、より一層の廃棄物等の発生抑制等に努める計画である。以上のことから、工事の実施に伴い発生する廃棄物等の影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。
	【土地又は工作物の存在及び供用】 施設の稼働に伴い発生する廃棄物の予測結果によると、施設の稼働に伴い発生する焼却灰や飛灰の焼却残渣は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「ダイオキシン類対策特別措置法」を遵守し、国が定めた安定化処理等を行った後、最終処分する。また、定期点検時や補修に伴い使用する資材については、極力再使用可能なものの使用に努めるとともに、発生する廃材等についても可能な限り再使用または再資源化に努め、廃棄処分する際には法令を遵守し環境保全に配慮した適正な処理・処分を行う。また、現段階では、更新施設に関する具体的な実施設計は行われていないことから、予測段階で設定した事業計画等に基づく予測条件(廃棄物の種類や発生量等)には不確実性を伴っている。そのため、事後調査の対象項目として廃棄物を選定して、施設の稼働が定常状態となる時期における廃棄物の種類や発生量を把握する計画である。なお、施設の供用に伴い発生する廃棄物対策として、実施計画段階における環境保全措置((3)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、廃棄物による環境への負荷の低減に向けて、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、低減が図られていると評価する。本事業では、施設の稼働に伴い発生する廃棄物の発生を極力抑制し、発生した廃棄物については可能な限り再使用または再資源化に努め、廃棄処分する際には法令を遵守し、環境保全に配慮した適正な処理・処分を行う。このため、工事の発注段階において、適正処理の徹底等を契約仕様に明記して、施設運営事業者へ遵守するように指導する計画である。施設の稼働にあたっては、先に示した環境保全措置を講じ、より一層の廃棄物の発生抑制等に努める計画である。以上のことから、施設の供用に伴い発生する廃棄物の影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。

# 表 8.26 調査等の結果

環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
(続き) 廃棄物等	・施設の建設にあたっては、廃棄物等の発生抑制を考慮した工事工法及びリサイクルに配慮し
温室効果がス等	

# 表 8.27 調査等の結果

		表 8. 27 調査等の結果
Ē	環境要素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
温室効果ガス等	 	調査の報果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための精整の観要 【1事の実施】 本事業では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な名エネルギー型設備・機器の導入によって温室効果ガスの発生の抑制に努める計画である。 さらに、丁事の実施に伴う温室効果ガスによる地球温暖化対策として、実施計画設施における環境保全措置(3)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、温室効果ガスによる環境への負荷の低減に向けて、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避、低減が図られていると評価する。 ・ ア割結果によると、丁事期間中の温室効果ガスの排出量は、丁事用車両の運行も含め、0.32万 での。となり、参考までにこの値を京都所全体の温室効果ガスの年間排出量 1,466万 t-CO/年(京都議定書第一約末期間である平成20~24年度の5か年平均の調整前排出量)と比べると、その約0.03%である。なお、丁事の実施に伴わる下中、先に示した環境保全措置を講じ、より一層の温室効果ガスの発生の抑制に努める計画である。以上のことから、丁事の実施に伴い発生する温室効果ガスの影響は、環境保全に関する目標との整合性が図られていると評価する。 【土地又は工作物の存在及び供用】 本事業では、「国等による環境船上等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入によって温室効果ガスの発生の抑制に努める計画である。 さらに、施設の供用に作う温室効果ガスによる地球温暖化対策として、実施計画設施における環境保全措置(3)環境の保全及び創造のための措置)を計画していることから、混室効果ガスの発生の抑制に受める計画である。 ・子測結果によると、施設の供給にに伴う代替発源による排出量を加速して低いた。この内、整定による温室効果ガスの年間排出量は、発電による削減量及び自立されて、約1.84万で10/年であり、変による構造を注しまれた、定時間をとして進水総給を行う計画であり、この削減効果と別違見込むな、施設の保働を停止する代機構置として進水保給を行う計画であり、この削減効果と利用に見たっては、先に示した環境保全措置を認じ、より一層の温室効果ガスの発生の抑制に努める計画である。 ・平成27年1月にはブラスチック製容含着を対しまれた機能を注しまり、12%である。なお、施設の使用に使いでは、先に示した環境保全計画をある理なが単位の12%である。第2次の発生の抑制に努みる計画である。 ・平成27年1月にはブラスチック製金者が現まが表に表れていると評価する。 ・平成27年1月にはブラスチック製金者が現まがまりまりには、第2%では、第2%を対しませいであり、第2%である。なお、施設の使用に含む、施定の関連に対してあり、12%である。なお、施設の使用に含む、2.85でに、2.85での制度に対しまれている。2.85でに、2.85では関すな対しまれている。2.85でに、2.85では関すなが、2.85では

# 表 8.28 調査等の結果

	1	表 8. 28 調査等の結果
環境要	素	調査の結果、予測及び評価の結果、環境の保全及び創造のための措置の概要
#	効果ガ 二酸化	(3)環境の保全及び創造のための措置 【工事の実施】  「工事工法や建設機械の選定に際しては、再使用あるいは再生利用が可能な資材を使用し、低炭素型建試機械を使用する等、省エネルギーに配慮するよう指導を徹底する。 ・建設機械で工事用車両は始業前点検を励行し、不良な機械等の使用禁止や適正な運行管理を行うよう指導を徹底する。 ・工事用車両は、敷地内外におけるアイドリング・ストップを励行し、また走行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を付うよう計導を徹底する。 ・工事用車両の過額載防止に対する指導を徹底する。 ・工事用車両の過額載防止に対する指導を徹底する。 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・ごみを焼却する際の熱エネルギーをボイラによって回収して蒸気を発生させ、発電(発電効率 44%以上)による工場内動力への利用によってエネルギーの有効利用を図る。なお、条頼電が落金する場合については、元電を行う。 ・発電の対象性する場合については、元電を行う。 ・発電が事を向上させるため、排ガス処理設備の減温等を省略し、仮温エコノマイザの採用を検討する。 ・可能な限り季電に影響がないような方法で、余熱の一部(40℃以上の温水)を隣接する山域総合運動公園に供給する。 ・低炭素社会構築に加え、エネルギー問題についての理解を深めるという環境教育の観点から、大関条業書歌に等の海支で加強、始業前点検を励行し、不良な車両等の使用禁止や適正な速で高行管理を遵守するよう、関係機関に要請する。 ・ごみ収集車等の施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励け、設建度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うよう、関係機関に要請する。 ・施設利用車両の低公害車等の導入については、適時、関係機関との協議を行っていく。 ・療境に配慮したグリーン購入を計画的に進める。